平成２４年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

（独立行政法人名：国立病院機構）

番号	契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
1	自家発電装置緊急修理による仮設発電機の賃貸借	千葉県千葉市中央区仁戸名町673 独立行政法人国立病院機構千葉東病院 院長　山岸　文雄	平成24年2月1日	東京都江東区牡丹1-9-3 新日本建販株式会社東京リースセンター	自家発電装置の修理が緊急で必要となり、修理時に必要な仮設発電機を緊急に賃貸借する必要があるため、会計規程第52条第4項による随意契約とした。	－	1,716,435	－	0	緊急の必要により競争に付することができなかったため会計規程52条の4項による緊急随意契約に該当するため	24年度	
2	貫流ボイラー２号機修繕	岩手県釜石市定内町4丁目7番1号 独立行政法人国立病院機構釜石病院 院長　土肥　守	平成24年2月8日	三浦工業株式会社盛岡営業所 岩手県盛岡市本宮四丁目39-56	緊急に修理の必要があったため、会計規程第５２条第４項に該当。	－	1,680,000	－	0	緊急に修理の必要があったため、会計規程第５２条第４項に該当。	24年度	
3	核医学データ処理装置修理	三重県津市久居明神町２１５８番地５ 独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター 院長　森本　保	平成24年2月21日	三重県津市栄町２－２１５　　ＧＥヘルスケア・ジャパン株式会社	緊急の必要により競争に付することが困難であるため、会計規程第５２条第４項に該当する	－	6,930,000	－	0	緊急の必要により競争に付することが困難であるため、会計規程第５２条第４項に該当する	24年度	
4	発電機修繕	新潟県上越市大潟区犀潟４６８－１ 独立行政法人国立病院機構さいがた病院 院長　下村登規夫	平成24年3月15日	滋賀県大津市月輪２－１９－１６　　エネサーブ株式会社	緊急に修繕が必要であったため、随意契約にて契約を行った（会計規程第５２条第４項に該当）	－	5,775,000	－	0	緊急に修繕が必要であったため、随意契約にて契約を行った（会計規程第５２条第４項に該当）	24年度	